

平成 28 年（ネ）第 5884 号 原発メーカー訴訟損害賠償請求控訴事件

控訴人 唯野 久子 外

被控訴人 ゼネラル・エレクトリック・ジャパン・ホールディング株式会社
外 2 名

証 拠 説 明 書 (8)

2017 年 9 月 13 日

東京高等裁判所第 20 民事部 御中

控訴人ら訴訟復代理人弁護士 寺 田 伸 子
外



甲 号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
122	『債権者代位権』 法学セミナー	写 1981 年 11 月	奥田昌道	金銭債権を保全する場合でも無資力要件は不要とする判例が現れてきたこと、天野説が挙げる無資力要件を不要とする根拠に筆者が賛成していること、「無資力要件を外しても実害なき類型においてはこれを認める」という意見とその理由等。
123	『債権者代位権の存在理由』別冊ジュリスト	写 1973 年 1 月	甲斐道太郎	金銭債権を保全する場合でも無資力要件は不要とする判例について、筆者が「債権保全の必要という要件が、代位権行使の結果えられる債権者の具体的な利益の考量に即して判断され、債権者の利益保護の社会的要請が強いところでは権利者としての債務者の自主性尊重といういわば抽象的一般的な法原

					理が後退せざるをえないことを示している」と分析していること等。
--	--	--	--	--	---------------------------------

以 上